

文振第 46 号  
令和 8 年 4 月 24 日

修学旅行関係事業者等各位

沖縄県修学旅行推進協議会会長  
(沖縄県文化観光スポーツ部観光政策統括監)  
( 公 印 省 略 )

安全・安心な修学旅行等の実施及び受入れにかかる注意喚起及び御協力をお願い

沖縄県では、沖縄への修学旅行が本県の観光振興に果たす役割の重要性に鑑み、県内関係者が緊密に連携し、沖縄への修学旅行をさらに発展させるため、沖縄県修学旅行推進協議会を開催しております。

先月、高等学校の校外活動で県外から沖縄を訪れていた高校生が乗船する船舶が転覆し、死傷者が出る重大な船舶事故が発生しました。

上記の事故については、現在、詳細な調査等が実施されているところですが、今後、このような事故の再発防止及び修学旅行をはじめとした沖縄観光における安全を確保するため、留意いただきたい点について下記のとおりお知らせしますので、御対応及び関係者等へ広く周知頂きますよう御協力をお願いいたします。

#### 記

- 1 修学旅行を受入れる宿泊、交通、体験等の各事業者においては、自らの安全管理マニュアル等の内容について、法令等に基づき安全性が確保されているか、その実施内容が適切であるかについて再確認を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていただきたいこと。
- 2 旅程管理を行う旅行会社においては、各体験プログラム、マリトレジャー（正規の届出のある事業者を利用）などを実施する際の事前の安全管理に関する確認を行っていただきたいこと。
- 3 体験プログラムを学校が個別に手配する場合においても、プログラムの内容や安全管理体制について学校側に確認を促すことを含め、旅行会社による適切な助言や注意喚起を行うなど、旅程管理の面から万全を期していただきたいこと。
- 4 船舶を利用するプログラムの場合においては、令和 6 年の海上運送法改正の趣旨を踏まえ、当該船舶運航事業者が同法に基づく船舶運航事業の許可、登録又は届出を受けているかなど、関係法令に適合しているかについて、あらかじめ確認を行っていただきたいこと。

- 5 マリンレジャーに関する体験プログラムを利用する場合には、水難事故を防ぐため、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に基づく沖縄県公安委員会が指定する安全対策優良海域レジャー提供業者（マル優業者）の利用が推奨されること。
- 6 事故発生時等、緊急時の連絡体制について確実に機能するか再確認を行っていただきたいこと。
- 7 今般の事故を受けて文部科学省から全国の教育委員会等に発出された通知（「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」令和8年4月7日付文部科学省初等中等教育局長等通知）の内容を踏まえ、適切に対応していただきたいこと。

以上

#### ■添付資料

- 1 海上運送法等改正に関する資料（令和6年3月）
- 2 水上安全条例（沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例）改正に関する資料（令和8年3月）
- 3 「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」（令和8年4月7日付8文科初第58号各都道府県教育委員会委員長等宛文部科学省初等中等教育局長等通知）

（お問い合わせ）

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課

TEL: 098-866-2764

MAIL: aa057137@pref.okinawa.lg.jp

# 重要なお知らせ



## 令和6年4月1日から人の運送をする不定期航路事業の取扱いが大きく変わりました。

事業を行う際に関係のある「海上運送法」などの法律が改正されました。改正のポイントは、下記のとおりです。

### 1. 届出事業から登録制に移行します。（令和7年4月から）

- ① 令和7年度からの移行期間内（2年間）の間に登録手続きを行う必要があります。手続きを行わない場合は、令和9年4月から事業が行えなくなります。

※移行手続き方法等については、令和6年秋以降にお知らせする予定です。

- ② 移行に伴い、「**事業停止**」や「**事業取消**」など行政処分の対象となります。

### 2. 安全統括管理者・運航管理者の業務を行うには、試験に合格し、資格者証を取得する必要があります。（令和7年度試験開始予定）

- ① 安全統括管理者、運航管理者の業務を行う場合には、資格者証が必要となります。

※資格者証は有効期間2年で、2年ごとに試験を受ける必要があります。

- ② 資格者証を保有するためには、それぞれ試験を受けて合格する必要があります。

※試験は令和7年度以降、順次開始されます。試験問題の例を事前に周知します。

- ③ 運航管理業務を代行する者についても**運航管理者証の資格が必要**となります。

- ④ 運航管理補助者は、**運航管理者の指揮監督下で業務**を行うこととなります。

- ⑤ 乗船時間中の船長は、運航管理者との兼務は**原則禁止**となります。

※一定の条件を満たす場合には、特例として兼務を認めることを検討中です。

### 3. 令和8年4月以降も引き続き船長として乗船する場合には、講習の受講、修了試験の合格と免許証の切り替え（免許申請）が必要になります。

- ① 講習は講習機関が実施します。講習内容は、**講義と実習**※（各4時間以上）となります。講習修了後には、**修了試験に合格**※しなければなりません。

※小型旅客船（海上タクシー）や遊漁船の船長としての3ヶ月以上の乗船履歴がある場合は、実習を免除できます。修了試験不合格の場合は、合格するまで補講と再試験をうける必要があります。

- ② 沿海区域以遠（平水区域以外）で船長業務を行う場合には、免許申請時に一定期間の乗船履歴証明書※を提出する必要があります。

※沿海区域以遠を航行する総トン数200トン未満の船舶に船長、航海士、甲板部員として1年以上乗船した履歴。乗船履歴が1年以上ない場合は、平水区域でのみ船長業務が可能な限定免許証が交付されます。

- ③ 移行期間内に講習の受講と免許申請を行わない場合、**特定操縦免許は抹消**されます。

※移行期間後についても①・②の手続きを行えば、新たに特定操縦免許が付与されます。

#### 4. 20トン未満の船舶に新たに乗り組む乗組員を対象とした教育訓練、確認テスト及び効果測定の実施とその内容についての記録が義務づけられます。

- ① 訓練は、「**座学相当（講義）**」と「**実船実水訓練（実技）**」の2部構成。
- ② 離岸からの距離、航行時間及び水温条件によって分類されるグループごとに訓練時間・回数などの条件が異なります。
- ③ 実船実水訓練は、できる限り**運航シーズンを通して万遍なく実施**する必要があります。
- ④ 実船実水訓練は安全に支障の無い範囲であれば営業運航中でも可能ですが、船員法で定められている定員には含めることはできません。
- ⑤ 航路の追加、使用船舶の変更・追加があった場合でも教育訓練と記録は必要です。

※訓練の内容等については、国土交通省が作成した「ガイドライン」「教材ひな形」を参照のこと。

ガイドライン：<https://milt.go.jp/maritime/content/001731513.pdf>

教材ひな形：<https://milt.go.jp/maritime/content/001731256.pdf>

ガイドライン（全46ページ）



教材ひな形（全224ページ）



#### 特定教育訓練における各グループの条件（沖縄県内海域）

	離岸からの距離	航行時間	水温
<b>グループ2</b>	5海里以上	2時間以上	15℃以上
<b>グループ3</b>	5海里以上	2時間以内	15℃以上
	5海里未満	2時間以上	15℃以上
<b>グループ4</b>	平水区域のみを航行する		

各グループごとの訓練内容		<b>グループ2</b>			<b>グループ3</b>			<b>グループ4</b>					
訓	練	船候	長補	甲板員候	その他候	船候	長補	甲板員候	その他候	船候	長補	甲板員候	その他候
講	気象・水象及び危険箇所	40時間以上	20時間以上	5時間以上	20時間以上	8時間以上	5時間以上	5時間以上	5時間以上	5時間以上	5時間以上	5時間以上	5時間以上
	航行する水域における適用法令												
	運航基準												
	故障、火災、衝突、座礁及び浸水時の対応並びに手順												
	落水・傷病対応												
義	避難、航行経路からの離脱、救命設備	30回以上	15回以上	1回以上	15回以上	5回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
	運航可否判断												
	発航前検査												
	出入港作業												
	離着舷及び操船												
技	見張り、航海計器、業務連絡	30回以上	15回以上	1回以上	15回以上	5回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
	避難、航行経路からの離脱、救命設備												

※**グループ2**の船長候補については、「講義」の前に一定期間、概ね同じ航路での乗組み経験が原則として必要。

**グループ2**の船長候補の訓練は、①乗組み⇒②確認テスト⇒③講義⇒④実技⇒⑤効果測定⇒⑥船舶所有者確認の順、その他に訓練については、①講義⇒②実技⇒③効果測定⇒④船舶所有者確認の順に実施する。

## 5. 船客傷害賠償責任保険の限度額の引き上げと加入している保険の内容について公表が必要になります（令和6年10月～）

- ① 令和6年10月1日以降に船客傷害賠償責任保険の更新を行う際には、旅客1人あたりの賠償限度額を 3,000万円 から **5,000万円** に引き上げる必要があります。
- ② 加入している保険に関する内容の公表が義務化されます。  
公表は、船舶、事務所（窓口）やホームページへの掲載などで行ってください。

## 6. 旅客名簿の作成が必要となる区域が拡大されます。 旅客名簿を備置する場所が船内から陸上に変わります。

- ① 沿海区域を航行し、**所要時間50分以上の区間**がある場合には、旅客名簿の作成と陸上での保管が必要となります。作成は紙、電子媒体いずれも可能です。
- ② 作成した名簿は、航海が終了した日から1年間保存が必要です。

航行区域	平水区域	沿海・近海区域	
作成・備置の有無	義務なし	① 航路上に所要時間に <b>50分以上の区間がある</b>	義務あり
		② 航路上の所要時間は50分未満	義務なし

## 7. 法令違反があった場合の行政処分等について違反点数制度を導入されます。

- ① 法令違反があった場合には、その内容により付与される違反点数の累積によって行政処分等を行います。行政処分等は下表の内容となります。
- ② 付与される違反点数は、違反内容と事業者の行政処分等の状況によって異なります。

処分の種類	累計違反点数
① 勧告処分（文書による通知）	-
② 警告処分（文書による通知）	1～15点
③ 輸送の安全確保に関する命令	16点以上 （行政処分）
④ 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用停止命令	
⑤ 事業の停止命令	
⑥ 事業許可の取消処分	

※事業の届出に関することや安全管理規程の届出の内容と違いがないか確認を行ってください。  
違いがある場合には、変更の届出を必ず行ってください。  
そのまましておきますと違反となり、違反点数制度の対象となる可能性があります。

## 8. 船舶の安全設備が義務化されます。

- ① 法定の無線設備の積み付けが必要になります。
- ② 海難発生時に位置情報を発信する装置の積み付けが必要になります。
- ③ 船舶によっては、改良型救命いかだ等の積み付けが必要になります。

① 無線設備	旅客定員13人以上の 旅客船	旅客定員12人以下の船舶 (遊漁船をのぞく)
・湖川港内 (琵琶湖を除く)	不 要	
・平水区域 (上記以外)	業務用無線設備、衛星電話又は携帯電話のいずれか	
・2時間限定沿海 ・沿岸5海里 ・沿海区域(制限なし)	業務用無線設備、衛星電話のいずれか	

**積付け期限：適用日以降最初に迎える中間検査又は定期検査まで**

旅客定員13人以上の旅客船の適用日：[令和6年4月1日](#)

旅客定員12人以下の船舶(遊漁船を除く)の適用日：[令和7年4月1日](#)

- 携帯電話を無線設備にする場合は、航行する区間全てで電波が通じることと、船舶検査証書上の航行区域が平水区域に変更する必要があります。  
また、事業の届出に関しても見直しが必要になる場合もあります。

☆業務用無線設備(VHF無線電話、MF無線電話等)を搭載する際の注意点

- ・導入する場合には、通信の相手方として海岸局が必要となります。
- ・利用にあたっては、無線局免許が必要になります。
- ・操作するには、無線従事者免許が必要となります。

無線局免許、無線従事者免許については、総務省の「電波利用ホームページ」で確認いただくか、下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

電波利用ホームページ



総務省 沖縄総合通信事務所  
無線通信課 航空海上担当 Tel 098-865-2305

② 非常用位置発信等 発信装置	旅客定員13人以上の 旅客船	旅客定員12人以下の船舶 (遊漁船をのぞく)
・平水区域	不 要	500トン未満は不要
・2時間限定沿海 ・瀬戸内海 ・沿岸5海里	総トン数500トン以上の船舶は既にAISの積付けが義務 総トン数500トン未満の船舶についても対象に追加	
・沿海区域(制限なし)	適 用 済	長さ12m以上は適用済 長さ12m以下も対象に追加

**積付け対象設備 新型EPIRB又はAIS(簡易型を含む)**

**積付け期限：適用日以降最初に迎える定期検査まで**

旅客定員13人以上の旅客船の適用日：[令和6年4月1日](#)

旅客定員12人以下の船舶(遊漁船を除く)の適用日：[令和7年4月1日](#)

改良型救命いかだ等の搭載については、「航行区域」、「航行する水域の最低水温」のほか該当する特例によって搭載の有無が決まります。  
 沖縄県内の水域は最低水温が比較的高めのため、下表の取扱いになります。

③改良型救命 いかだ等	旅客定員13人以上の 旅客船	旅客定員12人以下の船舶 (遊漁船をのぞく)
・河川、港内、湖	不	要
・平水区域	不	要
・2時間限定沿海	改良型救命いかだ又は改良型内部収納型救命浮器 ◎最低水温20度未満の水域を航行する場合 (全通水密甲板を有する場合は15度未満)に限る	
・沿岸5海里 (20トン未満のみ)	改良型救命いかだ又は改良型内部収納型救命浮器 ◎最低水温20度未満の水域を航行する場合 (全通水密甲板を有する場合は15度未満)に限る	
・沿海区域 (制限なし)	20トン未満の船舶は、 改良型救命いかだ又は改良型内部収納型救命浮器 ◎最低水温20度未満の水域を航行する場合 (全通水密甲板を有する場合は15度未満)に限る	
・沿海区域 (制限なし)	20トン以上の船舶は、改良型救命いかだ又は救命艇	
・近海以遠	20トン未満の船舶は、改良型救命いかだ 20トン以上の船舶は、改良型救命いかだ又は救命艇	
※搭載を不要とする特例条件（下記の要件のいずれかを満たせる場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低水温が基準を下まわる時期については航行を行わない</li> <li>・対象船より最大搭載人員が多い船舶が伴走する場合（伴走船は旅客なし、複数隻可）</li> <li>・航行する母港から5海里以内しか航行しない場合</li> <li>・事故通報後30分以内に現場到着可能な船舶を配備する場合                      ただし、対象船より最大搭載人員が多いこと（複数隻可）</li> </ul> その他、特例事項については、追加を検討中です。		
積付け期限： <b>現 在 検 討 中</b>		

●海域早見マップ

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527lQijz3l&ll=43.56771313773433%2C145.02933150114376&z=6>

●水温早見表 <https://www.mlit.go.jp/maritime/content/hayami.pdf>

●水温一覧表 <https://www.mlit.go.jp/maritime/content/ichiran.pdf>



## 9. ま と め (チェックリスト)

安全運航を続けていただくためにお手元の「**安全管理規程**」などに記載している内容について確認を行って下さい。  
また、下記の項目について自己チェックをして下さい。

項 目 (内 容)
使用している船舶、航路に変更はない
船客傷害賠償責任保険に加入している
安全管理規程を船と事務所に置いている
安全運航のための取組目標を決めている
運航中、常に陸上の連絡先と連絡がとれる状態にしている
出港前に必ず船舶全体を点検して結果も記録している
出航前に必ず航路の気象・海象を調べている
出航前に必ずアルコール検査をして結果も記録している
乗下船の作業を「安全管理規程」の内容どおりに行っている
欠航するときにはその理由を記録している
運航している船舶の運航基準・速力基準を把握している
着岸前に機関の後進テストを必ずしている
旅客に対する遵守事項を船に掲示している
安全管理規程に書いている「事故等」を起こした事はない
「事故等」が起きたときの連絡先は日頃から確認している
安全運航のための情報収集を日頃から行っている
「事故等」が起きた際の訓練（通報連絡など）を行ったことがある

◎自己チェックの結果、「×」がついた項目については早急に改善（対応）が必要です。

### 【問い合わせ先】

〒 900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号  
那覇第二地方合同庁舎2号館5階  
沖縄総合事務局運輸部

1、5、6	に関する事	： 総務運航課	098-866-1836
3、4、8	に関する事	： 船舶船員課	098-866-1838
2、7、9	に関する事	： 運航労務監理官	098-866-1839
8	に関する事	： 海事技術専門官	098-866-1839

【令和6年7月作成】

事業者等（海水浴場を開設している方及び海域レジャー事業を営んでいる方）の皆さまへ

# 水上安全条例が改正されました

## 令和8年4月1日から施行されます

### 届出の一元化について (p.1)

複数の海域レジャー事業を一括して届出をすることが可能となりました。  
届出方法・様式についての詳しい案内は、令和8年3月頃から行う予定です。

### 業種の新設及び経過措置について (p.2)

「カヌー等提供業」及び「水上設置遊具運営業」が新設されました。  
上記の2業種には、事業届出等が一定期間猶予されるなどの経過措置があります。

### 事故防止等の措置について (p.5～)

海水浴場開設者及び海域レジャー事業者等が行う事故防止等の措置が改められました。

### 罰則の強化について (p.11)

罰則の上限が引き上げられました。  
酒気帯び操縦の禁止・飲酒検知拒否などの罰則対象行為が新設されました。

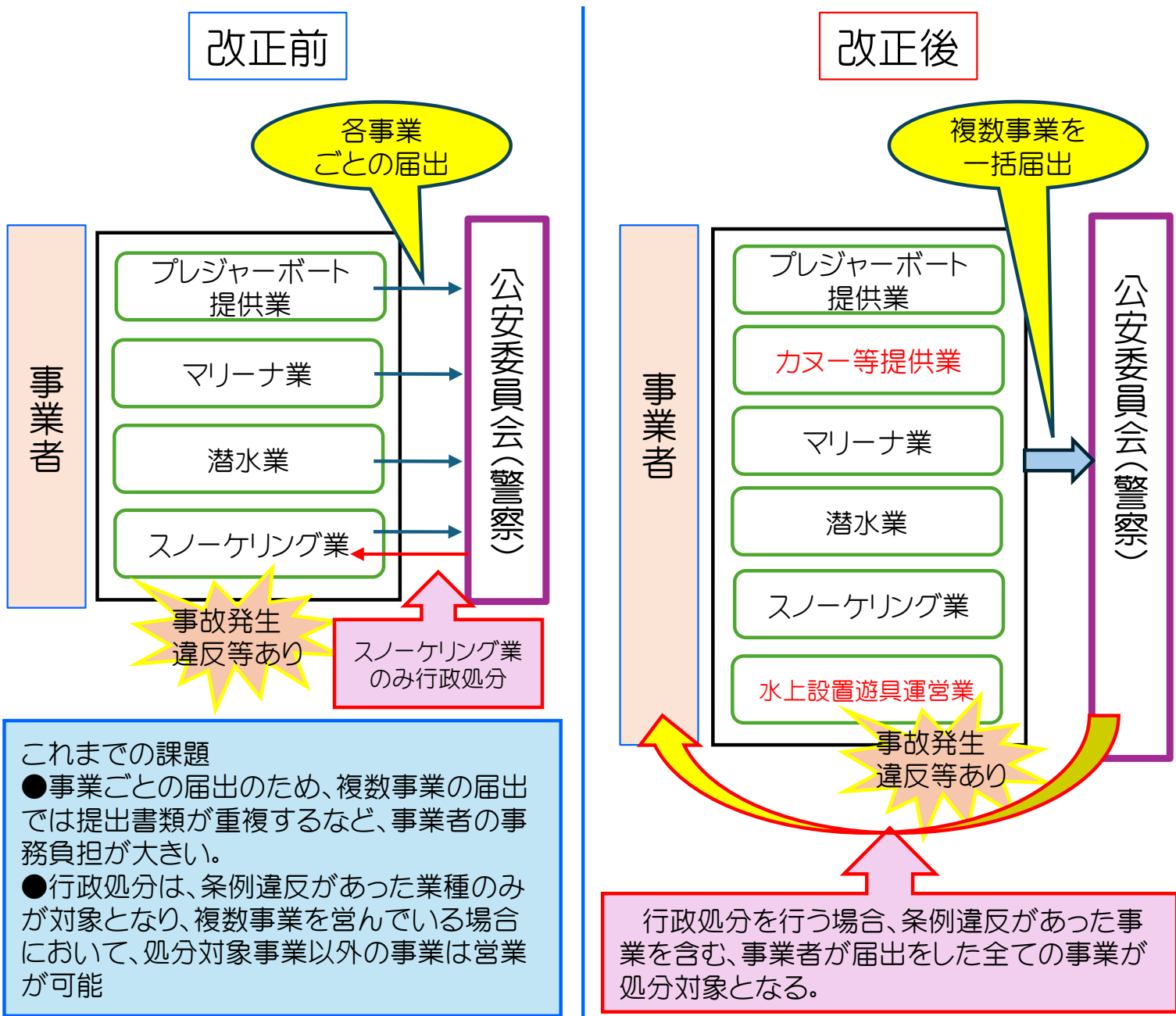
問合せ先  
沖縄県警察本部地域部地域課  
水上安全対策室 水上安全対策係  
098-862-0110

# 届出の一元化について

複数の海域レジャー事業を一括して届出をすることが可能となりました。

■複数の海域レジャー事業(プレジャーボート提供業、マリーナ業、カヌー等提供業、潜水業、スノーケリング業及び水上設置遊具運営業)を一括して届出をすることが可能となりました。

■行政処分(停止命令)についても条例違反があった事業のみではなく、事業者が届出をした全ての事業を対象として検討することとなります。



■海域レジャー事業の届出は、原則、主たる事業所の所在地を管轄する警察署において行います。

■届出方法・様式についての詳しい案内は、令和8年3月頃から行う予定です。

# 業種の新設及び経過措置について

## 1 業種の新設について

### (1) カヌー等提供業の新設

#### ●「カヌー等」とは

ろかいをもって運転し、かつ、スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶等であつて、カヌー、カヤック、スタンドアップパドルボード(SUP)、これらと同様の構造又は形状を有する船舶等(例:爬龍船(はりゅうせん)やサバニなど)をいいます。

#### ●「カヌー等提供業」とは

海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてカヌー等を賃貸その他の方法により利用させる事業をいいます。

カヌー等提供業を営んでいる事業者のうち「**特定カヌー等**」を提供している事業者は、「**カヌー等ガイド**」による案内等が義務付けられます。

※「**特定カヌー等**」とは…カヌー等のうち「カヌー、カヤック、SUP」の3種をいいます。

●現在、カヌー等を提供している事業者は、プレジャーボート提供業に区分されておりますが、条例施行日(令和8年4月1日)から「カヌー等提供業」への**事業変更の届出が必要となります**。

※ 現在、カヌー等を提供している事業者は、事業変更の届出が一定期間猶予されるなどの経過措置があります。(経過措置に関する事項は、p.3をご確認ください。)

届出方法・様式についての詳しい案内は、令和8年3月頃から行う予定です。

### (2) 水上設置遊具運営業の新設

#### ●「水上設置遊具」とは

気体を充填して水上に浮遊させる遊具又は水上において浮力を有する素材から製造された遊具であつて、係留その他の方法により水上における位置を保持した上でスポーツ又はレクリエーションの用に供するもの(例:エアータイプの水上アスレチック遊具など)をいいます。

#### ●「水上設置遊具運営業」とは

海域又は内水域に水上設置遊具を設け、人の需要に応じて当該水上設置遊具を利用させる事業をいいます。

●現在、水上設置遊具を運営している事業者は、条例の施行日(令和8年4月1日)から「水上設置遊具運営業」への**事業開始又は事業変更(他の事業を営んでいる場合)の届出が必要となります**。

※ 現在、水上設置遊具を運営している事業者は、事業開始又は事業変更の届出が一定期間猶予されるなどの経過措置があります。(経過措置に関する事項は、p.4をご確認ください。)

届出方法・様式についての詳しい案内は、令和8年3月頃から行う予定です。

# 業種の新設及び経過措置について

## 2 経過措置について

### (1) カヌー等提供業に関する経過措置

#### 類型1

現在、カヌー等(カヌー、カヤック、SUP等)を提供する事業を営んでおり(プレジャーボート提供業として届出)、令和8年4月1日以降も引き続き事業を行う場合

条例施行日から起算して2年を経過する日(令和10年3月31日)

条例施行日(令和8年4月1日)

経過措置  
2年

カヌー等を提供している事業者

プレジャーボート提供業に該当

「カヌー等提供業」への事業変更の届出

●条例の施行日(令和8年4月1日)においてカヌー等を提供している事業者(改正前の条例におけるプレジャーボート提供業者)は、同日から「みなしカヌー等提供業者」となり、条例の施行日から起算して2年を経過する日(令和10年3月31日)までにカヌー等提供業への事業変更の届出を行う必要があります。

●「みなしカヌー等提供業者」には、新たな事故防止等の措置が適用されますが、これらの措置のうち、カヌー等ガイドの配置等の措置については、カヌー等提供業への事業変更の届出をした日又は条例の施行日から起算して2年を経過する日(令和10年3月31日)のいずれか早い日までの間は適用されません。(カヌー等提供業への事業変更の届出をした日又は令和10年4月1日のいずれか早い日からカヌー等ガイドの配置等の措置が適用されます。)

#### ● 爬龍船(はりゅうせん)やサバニなどを提供している事業者の方へ

爬龍船(はりゅうせん)やサバニなどはろかいをもって運転する船舶ですので、これらの船舶を提供する事業は、カヌー等提供業に該当します。

上記船舶は特定カヌー等には該当しないため、カヌー等ガイドの配置等は必要ありませんが、条例改正後は事業種別が変わりますので、カヌー等提供業への事業変更の届出が必要となります。

※ 上記経過措置はカヌー等を提供している国の機関等にも適用されます。

# 業種の新設及び経過措置について

## (2) 水上設置遊具運営業に関する経過措置

### 類型2

現在、水上設置遊具を運営する事業を営んでおり、令和8年4月1日以降も引き続き事業を行う場合

条例施行日  
(令和8年4月1日)

条例施行日から起算して  
6月を経過する日  
(令和8年9月30日)

経過措置

6か月

水上設置遊具を運営している事業者

条例対象外

「水上設置遊具運営業」の事業開始  
又は事業変更の届出

条例対象

● 条例の施行日(令和8年4月1日)において水上設置遊具を運営している事業者は、同日から「みなし水上設置遊具運営業届出者」となり、条例の施行日から起算して6月を経過する日(令和8年9月30日)までに水上設置遊具運営業の事業開始又は事業変更の届出を行う必要があります。

● 「みなし水上設置遊具運営業届出者」には、新たな事故防止等の措置が適用されますが、これらの措置のうち、水難救助員の配置、救命用具の配備等の措置については、水上設置遊具運営業の事業開始若しくは事業変更の届出をした日又は条例の施行日から起算して6月を経過する日(令和8年9月30日)のいずれか早い日までの間は適用されません。(水上設置遊具運営業の事業開始もしくは事業変更の届出をした日又は令和8年9月30日のいずれか早い日から水難救助員の配置等の措置が適用されます。)

※ 上記の経過措置は水上設置遊具を運営している国の機関等にも適用されます。

## ■届出の種類について

### ●水上設置遊具の運営のみの場合

令和8年4月1日から、水上設置遊具運営業の事業開始の届出を行う必要があります。

### ●水上設置遊具の運営のほかに海域レジャー事業を営んでいる場合

令和8年4月1日から、水上設置遊具運営業への事業変更の届出(事業の追加)を行う必要があります。

※ 届出方法・様式についての詳しい内容は、令和8年3月頃から行う予定です。

# 事故防止等の措置について

事業者等がとる事故防止等の措置には、**とらなければならない措置(義務)**と、**とるよう努めなければならない措置(努力義務)**が規定されています。

## 1 海水浴場開設者(改正水上安全条例第8条)

### とらなければならない措置(義務)

- (1) 遊泳者が安全に遊泳することができる区域を旗、浮標、立標等で標示するとともに、海水浴場の区域を看板、立札等により明示すること。
- (2) 水難事故を防止するため必要な遊泳上の遵守事項を記載した看板等を海水浴場内の見やすい場所に掲示し、又は当該遵守事項を放送設備により放送する等必要な広報を行うこと。
- (3) 水難事故を防止するために必要な監視人を海水浴場に置き、遊泳者を監視させる等の措置をとること。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を海水浴場に置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。なお、水難救助員は、上記(3)の監視人を兼ねることができる。
- (5) 水難事故が発生した場合において、直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 海水浴場において水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

### とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① 上記(1)及び(2)に掲げる措置に係る外国人に対する周知に資する措置をとること。
- ② 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ③ 公安委員会規則で定める**設備等**を整備すること。  
※公安委員会規則で定める**設備等**とは  
監視台、救急用品を備えた救護所、非常連絡用電話、応急処置用人工蘇生器、遊泳禁止標示用器材、その他水難事故防止に必要と認められるもの

## 2 マリーナ業届出者等(改正水上安全条例第20条)

### とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① マリーナ利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- ② マリーナ利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- ③ プレジャーボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをマリーナ利用者に遵守させること。
- ④ マリーナ利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- ⑤ マリーナ利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- ⑥ マリーナ利用者が外国人であるときは、上記①～③及び⑤に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

# 事故防止等の措置について

## 3 プレジャーボート提供業届出者等(改正水上安全条例第19条)

### とらなければならない措置(義務)

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに漂流、転覆その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、プレジャーボートを利用させないこと。
- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに衝突その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場所においては、プレジャーボートを利用させないこと。
- (3) プレジャーボート利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由によりプレジャーボートの正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にプレジャーボートを利用させないこと。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 公安委員会規則で定めるところにより、**プレジャーボート利用者の名簿**を備え、これに氏名、住所その他の必要な事項を記載すること。  
※公安委員会規則で定める**プレジャーボート利用者の名簿**とは  
プレジャーボート利用者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、小型船舶操縦免許証の番号及び有効期間(小型船舶を操縦する場合に限る。)、当日の健康状態、利用日時、利用場所を記載したもの
- (7) プレジャーボート利用者に救命胴衣又はウエットスーツを着用させること。(小型船舶に該当するプレジャーボートにあっては救命胴衣を着用させること。)
- (8) プレジャーボート利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (9) プレジャーボート利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (10) 利用させたプレジャーボートに係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

### とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① プレジャーボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをプレジャーボート利用者に遵守させること。
- ② プレジャーボート利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- ③ プレジャーボート利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- ④ 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ⑤ プレジャーボート提供業届出者等の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。
- ⑥ プレジャーボート利用者が外国人であるときは、前記(1)～(3)及び(7)～(9)、上記①及び③に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

# 事故防止等の措置について

## 4 カヌー等提供業届出者等(改正水上安全条例第21条)

### とらなければならない措置(義務)

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、カヌー等の正常な航行が阻害され、カヌー等に漂流、転覆その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、カヌー等を利用させないこと。
- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、カヌー等の正常な航行が阻害され、カヌー等に衝突その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場所においては、カヌー等を利用させないこと。
- (3) カヌー等利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由によりカヌー等の正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にカヌー等を利用させないこと。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。
- (5) カヌー等のうち**公安委員会規則で定めるもの(「特定カヌー等」という。)**を利用させるカヌー等提供業届出者は、事業所ごとに、自ら特定カヌー等を操縦し、並びにカヌー等利用者を案内し、監視し、及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導をし、その他必要な措置を行う者(「カヌー等ガイド」という。)を置くこと。  
※公安委員会規則で定める**特定カヌー等**とは、**カヌー、カヤック、スタンドアップパドルボード**の3種をいう。
- (6) 特定カヌー等をカヌー等利用者に利用させるときは、カヌー等ガイドに特定カヌー等を操縦させ、案内、監視及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導その他の必要な措置を行わせること。
- (7) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (8) 公安委員会規則で定めるところにより、**カヌー等利用者の名簿**及び**カヌー等ガイドの名簿**を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。  
※公安委員会規則で定める**カヌー等利用者の名簿**とは  
カヌー等利用者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、当日の健康状態、利用日時、利用場所及び案内等を行うカヌー等ガイドの氏名(特定カヌー等に限る。)を記載したもの  
※公安委員会規則で定める**カヌー等ガイドの名簿**とは  
公安委員会規則の様式「資格者名簿」に、カヌー等ガイドの氏名、生年月日、住所、採用年月日、資格認定証の種類を記載したもの
- (9) カヌー等利用者に救命胴衣を着用させること。
- (10) カヌー等利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (11) カヌー等利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (12) 利用させたカヌー等に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄り警察署、交番等の警察官に通報すること。

### とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① カヌー等に係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをカヌー等利用者に遵守させること。
- ② カヌー等利用者又はカヌー等ガイドと事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- ③ カヌー等利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- ④ 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ⑤ カヌー等ガイドに対し、毎年1回以上、カヌー等ガイドに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ⑥ カヌー等提供業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。
- ⑦ カヌー等利用者が外国人であるときは、前記(1)~(3)及び(9)~(11)、上記①及び③に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

# 事故防止等の措置について

## 5 潜水業届出者(改正水上安全条例第22条)

### とらなければならない措置(義務)

- (1) 事業所ごとに、自ら潜水をし、並びに潜水者を案内し、監視し、及び潜水者に対する安全な潜水のための指導をし、その他の必要な措置を行う者を置くこと。
- (2) 潜水者に潜水をさせるときは、ガイドダイバーを潜水させ、案内、監視及び潜水者に対する安全な潜水のための指導その他必要な措置を行わせること。
- (3) 潜水具を事前に点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これを潜水者に使用させないこと。
- (4) 潜水者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な潜水ができない状態にあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (5) 潜水者の健康状態、潜水経験、潜水技能その他の事情により安全な潜水ができないおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (6) 特定の海域又は内水域における地形又は風速、風向その他の気象若しくは波高、潮流その他の海象が潜水者の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (7) 公安委員会規則で定めるところにより、**潜水者の名簿**及び**ガイドダイバーの名簿**を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。

#### ※公安委員会規則で定める**潜水者の名簿**とは

潜水者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、認定証取得年月日、講習受講歴、潜水経験、最後に潜水をした日、既往症、当日の健康状態、潜水日時、潜水場所及び案内等を行うガイドダイバーの氏名を記載したもの

#### ※公安委員会規則で定める**ガイドダイバーの名簿**とは

公安委員会規則の様式「資格者名簿」に、ガイドダイバーの氏名、生年月日、住所、採用年月日、経験年数、資格認定証の種類を記載したもの。

- (8) 潜水者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

### とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① 潜水者に係る水難事故を防止するため必要な潜水上の遵守事項を定め、これを潜水者に遵守させること。
- ② 潜水者又はガイドダイバーが事業所又は案内に用いる船舶へ緊急連絡するための通信手段を確保すること。
- ③ 潜水者の案内に船舶を用いる場合は、その船上において潜水者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時に救助活動を行う者(「潜水者安全確保要員」という。)を置くこと。(※施行は令和9年4月1日から)
- ④ 潜水者に潜水をさせるときは、潜水者安全確保要員に潜水者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行わせること。(※施行は令和9年4月1日から)
- ⑤ 水難事故が発生した場合において、直ちに使用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。
- ⑥ ガイドダイバーに対し、毎年1回以上、ガイドダイバーに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ⑦ 潜水者が外国人であるときは、前記(3)～(6)、上記①に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

# 事故防止等の措置について

## 6 スノーケリング業届出者(改正水上安全条例第23条)

### とらなければならない措置(義務)

- (1) 事業所ごとに、自ら同伴をし、並びにスノーケリング者を案内し、監視し、及びスノーケリング者に対する安全なスノーケリングのための指導をし、その他必要な措置を行う者を置くこと。
- (2) スノーケリング者にスノーケリングをさせるときは、スノーケリングガイドを同伴させ、案内、監視及びスノーケリング者に対する安全なスノーケリングのための指導その他必要な措置を行わせること。
- (3) スノーケリング器具を事前に点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これをスノーケリング者に使用させないこと。
- (4) スノーケリング者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常なスノーケリングができない状態にあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (5) スノーケリング者の健康状態、スノーケリング経験、スノーケリング技能その他の事情により安全なスノーケリングができないおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (6) 特定の海域又は内水域における地形又は風速、風向、その他の気象若しくは波高、潮流その他の海象がスノーケリング者の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (7) 公安委員会規則で定めるところにより、**スノーケリング者の名簿**及び**スノーケリングガイドの名簿**を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。  
※公安委員会規則で定める**スノーケリング者の名簿**とは  
スノーケリング者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、スノーケリング経験、最後にスノーケリングをした日、既往症、当日の健康状態、スノーケリング日時、スノーケリング場所及び案内等を行うスノーケリングガイドの氏名を記載したもの  
※公安委員会規則で定める**スノーケリングガイドの名簿**とは  
公安委員会規則の様式「資格者名簿」に、スノーケリングガイドの氏名、生年月日、住所、採用年月日、経験年数、資格認定証の種類を記載したもの。
- (8) スノーケリング者に救命胴衣又はウェットスーツを着用させること。ただし、スノーケルによる呼吸を行うことができない水深における遊泳を伴うスノーケリングであって、救命胴衣等を着用することにより当該スノーケリングが困難になる場合において公安委員規則で定める**措置**をとるときは、この限りでない。  
※公安委員会規則で定める**措置**とは
  - ① バディシステムの実施
  - ② スノーケリング者に係るスノーケリングの中断その他の安全を確保するための措置をとることができるような方法で、水上において1名以上の人員を支えることができる浮力を有するフロートその他のこれに類するものをスノーケリング者の付近の水上に設置すること
- (9) 潜水者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

### とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① スノーケリング者に係る水難事故を防止するため必要なスノーケリング上の遵守事項を定め、これをスノーケリング者に遵守させること。
- ② スノーケリング者又はスノーケリングガイドが事業所又は案内に用いる船舶へ緊急連絡するための通信手段を確保すること。
- ③ スノーケリング者の案内に船舶を用いる場合は、その船上においてスノーケリング者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行う者(「スノーケリング者安全確保要員」という。)を置くこと。(※施行は令和9年4月1日から)
- ④ スノーケリング者にスノーケリングをさせるときは、スノーケリング安全確保要員にスノーケリング者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行わせること。(※施行は令和9年4月1日から)
- ⑤ 水難事故が発生した場合において、直ちに使用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。
- ⑥ スノーケリングガイドに対し、毎年1回以上、スノーケリングガイドに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ⑦ スノーケリング者が外国人であるときは、前記(3)~(6)及び(8)、上記①に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

# 事故防止等の措置について

## 7 水上設置遊具運営業届出者等(改正水上安全条例第24条)

### とらなければならない措置(義務)

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、水上設置遊具の安全な利用が阻害され、水上設置遊具利用者に危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、水上設置遊具を利用させないこと。
- (2) 水上設置遊具利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由により水上設置遊具の正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者に水上設置遊具を利用させないこと。
- (3) 水難事故を防止するために必要な監視人を水上設置遊具又はその付近に置き、水上設置遊具利用者を監視させる等の措置をとること。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を水上設置遊具又はその付近に置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。なお、水難救助員は(3)の監視人を兼ねることができる。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 水上設置遊具利用者に救命胴衣を着用させること。
- (7) 水上設置遊具利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な利用に必要な情報を提供すること。
- (8) 水上設置遊具利用者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

### とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① 水上設置遊具利用者に係る水難事故を防止するため必要な水上設置遊具の利用上の遵守事項を定め、これを水上設置遊具利用者に遵守させること。
- ② 水上設置遊具の形状、寸法、構造等を踏まえ、当該水上設置遊具の維持管理その他の安全上必要な措置をとること。
- ③ 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ④ 水上設置遊具運営業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。
- ⑤ 水上設置遊具利用者が外国人であるときは、前記(1)、(2)、(6)及び(7)、上記①に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

# 罰則の強化について

罰則の上限が引き上げられ、新たな規定が設けられるなど**罰則が強化されました。**

## ■ 3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 **新設**

- プレジャーボート又はカヌー等操縦者に係る危険操縦  
(遊泳者その他の海域等利用者への危険行為(疾走・急転回等))
- 酒酔い・薬物の影響による操縦 **新設**  
(動力船に該当するプレジャーボート及び潜水業又はスノーケリング業に用いる船舶に限る。)
- プレジャーボート又はカヌー等操縦者に係る事故発生時の負傷者の救護義務違反

## ■ 3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

- 名義貸し違反
- 公安委員会が設置した標識の移動・損壊
- 酒気帯び操縦 **新設**  
(動力船に該当するプレジャーボート及び潜水業又はスノーケリング業に用いる船舶に限る。)
- プレジャーボート又はカヌー等乗組員に係る事故発生時の負傷者の救護義務違反 **新設**
- 公安委員会による停止命令等違反、常習の警察官の指示等違反

## ■ 20万円以下の罰金

- 警察官の指示違反
- 水難事故発生時の警察官への通報義務違反
- 警察官の飲酒検査拒否又は妨害 **新設**
- プレジャーボート又はカヌー等操縦者に係る事故発生時の警察官への報告義務違反 **新設**
- 公安委員会の指示違反

## ■ 10万円以下の罰金

- 無届営業、虚偽の届出、変更無届
- 立入調査拒否、妨害、忌避等

### ※注1 本条例におけるプレジャーボートの定義

スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶、サーフボードその他公安委員会規則で定めるものをいう。  
(公安委員会規則で定めるものとは、カイトボード、サーフボード、水上オートバイ、水中翼船、セールボード、ペダルボート、ボディボード、モーターボート、ヨット等をいう。)

### ※注2 「動力船に該当するプレジャーボート」とは

注1のプレジャーボートのうち、動力船に該当するものをいう。(水上オートバイ、水中翼船、モーターボート等)

今般の死傷事故を受け、校外活動の実施に当たって留意いただきたい点等を通知しますので、今回のような痛ましい事故が二度と発生することの無いよう、対応の徹底をお願いします。

8 文科初第 58 号  
令和 8 年 4 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人学長 殿  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第  
1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

文部科学省総合教育政策局長

塩 見 みづ枝

文部科学省高等教育局長

合 田 哲 雄

#### 学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）

令和 8 年 3 月 16 日、京都府内の高等学校における校外活動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生しました。学校の管理下での教育活動の最中に、決してあってはならない事故が起きてしまったことは極めて遺憾です。

学校における校外活動を実施するに当たっては、事故防止等に万全の措置が必要です。学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第 29 条において各学校で「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられており、文部科学省としてはこれまでに、学校のマニュアル作成の参考となる「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）等を示してきたところです。また、修学旅行等における安全確保にあたり留意いただきたい点等については、関係の通知等において示してきたところです。

上記の事故については、現在、その詳細な調査等が進められているところでありますが、今後の各学校における校外活動の実施に当たり、今回の事故を受け、改めて、安全の確保のために配慮いただきたい点や教育活動として適切に計画・実施していただくに当たって留意いただきたい点等を下記のとおり通知しますので、今回のような痛ましい事故が二度と発生することの無いよう、対応の徹底をお願いします。

各学校の設置者におかれましては、本通知の趣旨を踏まえ、本年度の学校における校外活動の実施に当たり、改めて安全性が確保されているか、その実施内容が適切であるかについて確認いただくとともに、必要に応じて見直しを図っていただくようお願いいたします。

高等学校等については、社会全体で高校教育の支援を行っていく観点から、本年4月に新たな高等学校等就学支援金制度が開始され、その適切な実施とともに、その教育活動や学校運営に対し期待と責任が求められています。各都道府県知事にあつては所轄の私立学校及び学校法人において適切な運営がなされるよう、必要な指導・助言を行っていただきますようお願いいたします。

加えて、都道府県知事において上記の対応等を行う上では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の5の規定により、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることから、必要に応じ、教育委員会の助言又は援助も得つつ、適切に対応いただくようお願いいたします。

これらのことについて、各都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県知事にあつては所轄の学校及び学校法人に対して、国公立大学法人の長にあつては設置する附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長にあつては設置する学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあつては認可した学校に対して周知いただきますとともに、適切な対応がなされるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

## 記

### 1. 学校における校外活動時の安全の確保について

学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法に基づき、危機管理マニュアルの作成が義務付けられており、文部科学省としては、特に校外活動等の安全の確保について、以下の通り参考資料等を示している。

改めて、以下資料等を参考に、各学校の「危機管理マニュアル」の記載内容を点検いただき、必要に応じて改定等を行っていただきたい。その際、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」及び同ガイドラインに掲載されているチェックリストも活用しながら、各学校の「危機管理マニュアル」に沿った実際の学校における活動を徹底し、校外活動時の安全確保に万全を期していただきたい。

※「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂2版）  
・校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒等への事前の安全に関する指導の十分な実施及び教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施すること（第

### 3章第3節2（2）校外活動時等における事故等発生時の留意点

※「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）

- ・校外での活動を行う場合は、事前に現地の状況や気象情報などを十分に把握すること
- ・悪天候などで活動を変更又は中止する場合を想定し、事前に代案を決めておくとともに、活動中は気象情報に配慮すること
- ・児童生徒等が教職員から離れて活動する場合などは、児童生徒等から教職員への報告体制や学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制を整備すること（以上、第3章-2【2】校外活動時に事故等が発生した場合の留意点における事前の対策を参照）
- ・障害のある児童生徒等が在籍する場合には、伝達方法の整備や避難経路・避難体制の整備など、障害のある児童生徒等の特性に応じた内容となるよう留意すること（第3章-10特別支援学校等における留意点を参照）

※「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）

#### ◆ 校外活動における危機未然防止対策

##### （1）事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

- ・校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討すること
- ・事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させること
- ・訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行うこと
- ・引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討すること
- ・災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とすること
- ・緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認すること
- ・一人で避難できない児童への対応について検討すること

加えて、今般の事案を踏まえ、修学旅行等においては、利用する旅客運送の安全確保（例：関係事業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）について、予め確認すること等も重要である。

特に、船舶により旅客を運送する事業には、海上運送法の許認可の取得が必要となるところである。海上運送法の許認可を取得した事業者については、安全管理規程において発航基準等を定め地方運輸局等に届出し、経営の責任者、運航管理者、船長等は安全管理規

程を遵守することが義務づけられている。このため、特に修学旅行等において船舶を利用する場合には、海上運送法の許認可を取得した事業者を選定すべきである。船舶運航事業者に係る海上運送法の許認可の取得の有無については、船舶を運航する地域の地方運輸局等にお尋ねいただければ確認することが可能であり、また、船舶運航事業者の安全対策への取組状況を検索できる「旅客船事業者の安全情報検索サイト」を活用することで確認することも可能である。なお、船舶の利用時点では情報が変更となっている場合があるため、最新の情報については、地方運輸局等又は事業者へ確認することが望ましい。

## 2. 旅行・集団宿泊的行事（※）における留意点について

（※）中学校・高等学校学習指導要領では「旅行・集団宿泊的行事」、小学校学習指導要領では「遠足・集団宿泊的行事」と規定されている

学習指導要領上、「特別活動」の中の「学校行事」に位置づけられる修学旅行等の「旅行・集団宿泊的行事」に該当するものは、平素と異なる生活環境の中にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、校外における多様な集団活動を通して、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすることを目的とする意義ある教育活動であるが、一方で、このような多様な活動の重要性を踏まえつつ、校外を集団で行動すること等に伴い、絶えず事故等の発生の余地をはらんだものであることを改めて教職員間で強く認識し、児童生徒等の安全を確保するための対応を徹底する必要がある。

このことから、学校においては、前記1に加え、その実施に当たり、特に以下のことに留意いただきたい。

- ・ 計画・実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、これらの内容や行程等の詳細について、児童生徒や保護者に対し予め十分に説明し、不利益が生じることがないようにすること。
- ・ 事前の実地調査や関係者間での打合せなどにより、経路、交通機関、行程の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、安全に実施するために必要十分な情報を予め確認すること。
- ・ 引率教職員の数は、必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにし、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるよう、配慮すること。引率責任者は、計画作成の中心となり、また、その実施にあたっては、的確に状況を判断し、予期しない事情の変化に際しては、日程、経路、目的地を変更することや、引率教員の体制を見直すこと等、臨機応変の措置を取ること。
- ・ 関係業者を利用する場合には、関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって旅行・集団宿泊的行事の安全確保につき万全を期すること。なお、関係業者については信用度等を十分に調査したうえで利用し、また、これと不明朗な関係をもつことのないよう厳に注意すること。
- ・ 加えて、旅行・集団宿泊的行事の実施に当たっては、児童生徒への事前の安全指導の徹

底を図ること。

学校の設置者においては、平素から、各学校に対して、旅行・集団宿泊的行事のもつ意義と留意点についての理解の徹底を図るとともに、各学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分検討し、特に、児童生徒の安全と健康の保持上無理なく適切なものとなるよう必要な指導を行っていただきたい。さらに、万一、事故等緊急の対応が必要な場合、すみやかな対応がとれる体制を整えていただきたい。

その他、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領解説（特別活動編）や、「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について」（昭和43年10月2日付け、文初中第450号文部省初等中等教育局長通達）、「修学旅行における安全確保の徹底について」（昭和63年3月31日付け、文初高第139号文部事務次官通達）などを参照いただきたい。

### 3. 適切な教育活動の実施について

高等学校等における教育活動については、これまで教育基本法第14条第2項で「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」が禁止されていることに留意することや、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であり、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることをないよう留意することなどを示している（「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（平成27年10月29日付け、27文科初第933号初等中等教育局長通知）」）ところであるが、これらの考え方に基づき教育活動を行う必要があることは、義務教育諸学校等においても同様であることは言うまでもない。

このことを踏まえ、各学校においては、旅行・集団宿泊的行事等を含む教育活動について、上記の趣旨に照らして適切に行われているか、適切に計画されているかについて、改めて確認し、必要に応じて見直しを図るとともに、児童生徒や保護者等の十分な理解を得るために、教育活動の趣旨や具体的な内容等について事前に十分な説明を行っていただきたい。

また、学校の設置者においては、こうしたことが各学校において適切に行われるよう、必要な指導を行っていただきたい。

#### 【別添資料】

資料：高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（平成27年10月29日付け、27文科初第933号初等中等教育局長通知）（抜粋）

<本件担当>

(本通知全体及び修学旅行等について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

T E L 03-5253-4111 (内線 2389)

(校外活動時の安全管理について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画

共生社会学習・安全課

T E L 03-5253-4111 (内線 2966)

(教育課程上の取扱い等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

T E L 03-5253-4111 (内線 2073)

(私立学校制度について)

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

T E L 03-5253-4111 (内線 2531)

○高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について  
(平成27年10月29日付け初等中等教育局長通知(抜粋))

## 第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

## 第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見だし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的

な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることをしないよう留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。